

# 第20期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

会社の新株予約権等に関する事項  
会計監査人に関する事項  
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況  
連結株主資本等変動計算書  
連結注記表  
株主資本等変動計算書  
個別注記表

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、当社ホームページ(<https://www.mixi.co.jp>)に掲載することにより株主の皆様に提供しております。

株式会社ミクシィ

## 会社の新株予約権等に関する事項

### (1) 当事業年度末日に当社役員が保有する新株予約権等の状況

名称	第13回新株予約権	第14回新株予約権	第15回新株予約権
決議年月日	2016年8月5日	2017年8月8日	2018年8月9日
区分及び保有者数	取締役1名 (社外取締役を除く)	取締役2名 (社外取締役を除く)	取締役4名 (社外取締役を除く)
新株予約権の数	470個	385個	2,055個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 47,000株 (注) 1	普通株式 38,500株 (注) 1	普通株式 205,500株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1円	1円	1円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	1,898円	3,944円	1,380円
新株予約権の行使期間	自 2016年8月30日 至 2046年8月29日	自 2017年8月30日 至 2047年8月29日	自 2018年8月30日 至 2048年8月29日
新株予約権の行使の条件	(注) 3	(注) 3	(注) 3

(注) 1. 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整後に生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が新株予約権発行後、合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に公告又は通知する。ただし、当該適用日の前日までに公告又は通知を行なうことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

3. (1) 新株予約権者は、上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日（ただし、下記（2）①ただし書きにて募集新株予約権の行使が認められる場合は、当社の監査役、執行役員、従業員又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位のいずれの地位をも喪失した日）の翌日以降10日間に限り、募集新株予約権行使することができる。  
(2) 前号に関わらず、以下の事由に該当する場合には、新株予約権者は、募集新株予約権行使することができないものとする。
  - ① 新株予約権者の当社の取締役の在任期間が3年未満であるとき。ただし、当社の取締役の地位の喪失後、当社の監査役、執行役員、従業員又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位にある場合で、当社取締役会が募集新株予約権の行使を認めた場合は除く。
  - ② 新株予約権者が、当社若しくは当社子会社の取締役、監査役を解任された場合又は当社若しくは当社子会社の従業員（執行役員である場合を含む。）として懲戒解雇、諭旨退職又はそれと同等の処分を受けた場合
  - ③ 新株予約権者が、会社法第331条第1項第3号又は第4号に該当した場合
  - ④ 新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権総数引受契約書」に違反した場合、又は、当社との間の信頼関係を著しく損なう行為を行ったと当社の取締役会が認めた場合
  - ⑤ 新株予約権者が、書面により募集新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
- (3) 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、その者の相続人は、被相続人たる新株予約権者が前号のいずれかの事由に該当していないことを条件として、第1号の定めにかかわらず、当該被相続人が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り、募集新株予約権行使することができるものとする。
- (4) 新株予約権者が募集新株予約権行使する場合は、保有する全ての募集新株予約権を一括して行使するものとする。
- (5) その他の行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権総数引受契約書」に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

名称	第16回新株予約権
決議年月日	2018年11月8日
区分及び交付者数	執行役員7名
新株予約権の数	574個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 57,400株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	—
新株予約権の行使期間	自 2019年11月27日 至 2024年11月26日
新株予約権の行使の条件	(注) 3

(注) 1. 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整後に生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が新株予約権発行後、合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に公告又は通知する。ただし、当該適用日の前日までに公告又は通知を行なうことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

3. (1) 新株予約権者は、本新株予約権を行使する日の直前営業日における東京証券取引所における株価終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値、以下同じ。）が、本新株予約権の割当日における東京証券取引所における株価終値を上回っている場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

- (2) 新株予約権者は、本新株予約権を、以下に定める期間において、既に行使した本新株予約権を含めて以下に定める割合において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき 1 個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。
- ① 本新株予約権の権利行使期間の初日から 1 年間  
当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の 30%
  - ② 上記①の期間の終了日の翌日から 1 年間  
当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の 60%
  - ③ 上記②の期間の終了日の翌日から権利行使期間の最終日まで  
当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数のすべて
- (3) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員（執行役員である場合を含む。）であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (4) 前 3 号に関わらず、以下の事由に該当する場合には、新株予約権者は、募集新株予約権を行使することができないものとする。
- ① 新株予約権者が、当社若しくは当社子会社の取締役、監査役を解任された場合又は当社若しくは当社子会社の従業員（執行役員である場合を含む。）として懲戒解雇、諭旨退職又はそれと同等の処分を受けた場合
  - ② 新株予約権者が、会社法第 331 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に該当した場合
  - ③ 新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権総数引受契約書」に違反した場合、又は、当社との間の信頼関係を著しく損なう行為を行ったと当社の取締役会が認めた場合
  - ④ 新株予約権者が、書面により募集新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
- (5) 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、その者の相続人は、被相続人たる新株予約権者が前号の いずれかの事由に該当していないことを条件として、第 1 号の定めにかかわらず、当該被相続人が死亡した日の翌日から 3 ヶ月を経過する日までの間に限り、募集新株予約権を行使することができるものとする。
- (6) 新株予約権者が募集新株予約権を行使する場合は、保有する全ての募集新株予約権を一括して行使するものとする。
- (7) その他の行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権総数引受契約書」に定めるところによる。

## 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	34百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分出来ませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。  
2. 監査役会は、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると総合的に判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (業務の適正を確保するための体制)

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

#### (1) 当社及び当社子会社（以下、当社グループという。）の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループでは、業務プロセスや社内規程の整備、内部監査室による評価・監視体制の強化により、取締役及び従業員の職務執行の適正に努める。
- ② 違法行為に対する牽制機能として内部通報制度を制定し、不祥事の未然防止を図るとともに、反社会的勢力排除に向けた体制整備を行う。
- ③ 当社グループでは、「倫理規程」においてコンプライアンスの重要性を掲げるとともに、その内容を情報システムを通じて全役職員に周知、徹底する。

#### (2) 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループでは、情報管理に関する規程を整備し、重要文書の特定や保管形態の明確化により、取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存・管理する体制を構築する。

#### (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループを取り巻く様々なリスクを把握、管理するための規程を整備し、リスク管理に必要な体制の整備・強化を行う。リスクマネジメント推進体制の最高責任者として取締役社長を位置づけるほか、その補佐機関として統括管理本部長を責任者とし、当社グループが行う事業に関連するリスクを把握、評価し、その低減に努めるものとする。

#### (4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社グループでは、担当職務内容及び職務権限を明確にするため、職務分掌及び職務権限に関する規程を整備するほか、グループ共通の情報共有システムの導入等、当社グループの取締役及び執行役員の業務執行の効率性を確保するよう努める。
- ② 現在及び将来の事業環境を踏まえ各事業年度において予算を作成し、当社グループの目標を設定する。当社各部門及び各グループ会社においては、その目標達成に向けて各種施策を実行する。また、毎月の当社グループ全体の予算実績を当社取締役会において報告し、当社各部門及び各グループ会社の目標達成状況を検証する。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、グループ会社の管理を行う部門を設置し、グループ会社管理規程に基づき、グループ会社の事業の進捗状況及び取締役等の職務執行状況のモニタリングを行う。
- ② 当社取締役社長をはじめとした各取締役及び各業務執行役員が定例会議を開催し、各社より重要事項の報告を行う。
- ③ 当社内部監査室は、内部監査規程に基づき、法令、定款及び社内規程等への適合性の観点等から、グループ会社の内部監査を実施する。

(6) 当社監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

当社は、監査役の職務を補助するため、監査役又は監査役会の求めに応じて、監査役の職務を補助する部門（以下「監査役室」という。）を設置し、監査役を補助すべき従業員を配置する。監査役は当該従業員に対して監査に必要な事項を指示することができる。

(7) 当社監査役の職務を補助すべき従業員の当社取締役からの独立性に関する事項及び同従業員に対する当社監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の職務を補助すべき従業員は、当該業務を行うにあたっては、監査役の指示のみに従うものとし、取締役及び従業員の指示を受けない。
- ② 監査役の職務を補助すべき従業員の任命、人事考課及び異動については、監査役会の意見を聴取し決定するものとする。

(8) 当社取締役及び従業員が当社監査役に報告をするための体制

- ① 監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び従業員から説明を受けることができるものとする。
- ② 監査役は、重要な書類その他の書類を閲覧し、必要に応じて取締役及び従業員に説明を求めるができるものとする。
- ③ 取締役及び従業員は、会社の経営又は業績に重大な影響を及ぼすおそれのある事実については、直ちに監査役に報告しなければならないものとする。

(9) 当社グループの取締役、監査役等及び従業員またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制

当社グループでは、内部通報制度を通じ、各グループ会社の取締役及び従業員が当社監査役に報告をする手段を設ける。また、監査役以外の内部通報を受けた者は適時かつ適切に当社監査役に報告する。

(10) (8) 及び (9) の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社監査役に対する当社グループの取締役及び従業員からの通報については、法令または内部通報制度等に従い通報内容を秘密として保持するとともに、通報者に対する不利益な取扱いを禁止する。

(11) 当社監査役の職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針に関する事項

当社は監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。また、監査役が職務執行に必要があると判断した場合、弁護士、弁理士、公認会計士、税理士その他の社外の専門家に意見・アドバイスを依頼するなど必要な監査費用を認める。

(12) その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役及び従業員は、監査役の監査に対する理解を深め、監査体制の実効性を確保するべく、監査役の監査に協力する。
- ② 監査役は、取締役、会計監査人と定期的に意見交換を行うとともに内部監査室と連携し、効果的な監査を行う。
- ③ 監査役室を中心に、監査役と会計監査との意見及び情報の交換、監査役からの求めに応じ、社外取締役との連絡会、業務執行役員、子会社の代表取締役等との定期的なミーティングの確保など、監査が実効的に行われる体制を整備する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 当社取締役の職務の執行について

「取締役会規程」に基づき、毎月1回の定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、事業上の重要な意思決定及び業務執行の監督を行っております。また、社外取締役を選任し、取締役会による当社取締役の職務執行の経営監督機能の実効性を確保しております。

(2) コンプライアンスに対する取り組み

「倫理規程」に基づき、適宜法令教育その他職務に応じた研修等を行っております。

また、内部通報制度を運用しており、法令、定款及び社内規程に違反する行為を早期に発見し、適切かつ迅速に対応しております。

(3) リスク管理に対する取り組み

リスクマネジメントに関する規程に基づき、リスクの把握、評価、対応策等のリスク管理を継続的に行っております。また、経営に与える影響が大きいと思われるリスクに関しては、取締役会、その他の重要な会議に報告し、協議を行うなどリスク管理の強化に取り組んでおります。

(4) 当社グループの経営管理について

グループ会社管理規程に基づき、当社グループ各社の事業の進捗及び職務執行状況をモニタリングしております。また、当社グループ各社の財務状況及びその他の状況については、取締役会に適宜報告されております。

(5) 内部監査の実施について

内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社及び当社グループ各社が、法令、定款及び社内規程に準拠して職務の執行が行われているか、書類の閲覧及び実地調査を実施しております。また、監査役会と相互連携を図り、内部監査の状況を監査役会に報告し、適宜会合を行い意見及び情報交換を行っております。

(6) 当社監査役の職務の執行について

当社監査役は、監査役会で策定された年度計画に基づき、取締役会、その他の重要な会議に出席し、必要に応じて当社取締役に対し意見を述べ、当社取締役の職務執行の監査をしております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から)  
(2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2018年4月1日残高	9,698	9,668	151,669	△1,450	169,587
当期変動額					
剰余金の配当			△8,967		△8,967
親会社株主に帰属する当期純利益			26,521		26,521
自己株式の取得				△9,999	△9,999
自己株式の処分		△154		544	389
利益剰余金から資本剰余金への振替		154	△154		－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	17,399	△9,455	7,944
2019年3月31日残高	9,698	9,668	169,069	△10,905	177,531

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定			
2018年4月1日残高	－	212	212	630	4 170,434
当期変動額					
剰余金の配当					△8,967
親会社株主に帰属する当期純利益					26,521
自己株式の取得					△9,999
自己株式の処分					389
利益剰余金から資本剰余金への振替					－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	665	21	687	△74	△0 612
当期変動額合計	665	21	687	△74	△0 8,556
2019年3月31日残高	665	234	900	555	3 178,990

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の数及び名称

・連結子会社の数	19社
・主要な連結子会社の名称	株式会社ミクシィ・リクルートメント

株式会社アンリム他1社については新たに設立し、株式会社チャリ・ロト他1社については新たに取得したため、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

また、前連結会計年度まで連結子会社であった株式会社Diverse及び株式会社ノハナは、当連結会計年度において全株式を譲渡したため、連結の範囲から除外しております。

##### ② 主要な非連結子会社の名称等

株式会社イー・マーキュリー	他3社
---------------	-----

##### (連結の範囲から除いた理由)

株式会社イー・マーキュリー他3社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した関連会社の数及び名称

該当事項はありません。

##### ② 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

##### 主要な会社名等

株式会社イー・マーキュリー	他3社
---------------	-----

##### (持分法を適用しない理由)

株式会社イー・マーキュリー他3社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため、持分法の適用範囲から除外しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちScrum Ventures Fund I, L.P.他5社の決算日は12月末日、株式会社フンザの決算日は2月末日であり、それぞれの決算日の財務諸表を使用しております。なお、連結決算日との間に生じた連結上重要な取引に関しては必要な調整を行っております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### 有価証券の評価基準及び評価方法

###### その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業組合等への出資持分については、直近の決算日の財務諸表を基礎とし、持分相当額を純額で取込む方法を採用しております。

###### たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品……………先入先出法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### イ. 有形固定資産……………主に定率法を採用しております。

(リース資産を除く)……………ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物……………2～27年

工具、器具及び備品……………2～20年

###### ロ. 無形固定資産……………定額法を採用しております。

(リース資産を除く)……………なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア……………5年

###### ハ. リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

##### ③ 重要な引当金の計上基準

###### イ. 貸倒引当金……………売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

###### ロ. 賞与引当金……………従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

- ④ その他連結計算書類作成のための重要な事項  
消費税等の会計処理 …………… 税抜方式によっております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

### (連結貸借対照表)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

## 3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 2,688百万円

## 4. 連結損益計算書に関する注記

### (1) 投資有価証券売却益

特別利益の投資有価証券売却益は、株式会社ミクシィ及びアイ・マーキュリーキャピタル株式会社が保有する投資有価証券の売却に伴う利益であります。

### (2) 関係会社株式売却益

特別利益の関係会社株式売却益は、株式会社Diverse及び株式会社ノハナの株式売却に伴う利益であります。

### (3) 事業撤退損

特別損失の事業撤退損は、通信関連事業からの撤退に伴う損失であります。主な内容は、棚卸資産の廃棄や固定資産の除却等1,913百万円、契約の解約費用104百万円となっております。

### (4) 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しております。

事業	用途	場所	種類	金額（百万円）
エンターテインメント事業	店舗	東京都渋谷区	建物	158
			工具、器具及び備品	83
			無形固定資産	91

継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基礎として資産グルーピングを行っております。また、遊休資産及び処分予定資産については、当該資産ごとにグルーピングを行っております。

エンターテインメント事業において、株式会社ミクシィの運営する店舗が、想定していた収益を見込めなくなったことから、減損損失を認識しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、当該資産は将来キャッシュ・フローが見込めないため零としております。

## 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	78,230,850株	- 株	- 株	78,230,850株

(変動事由の概要)

該当事項はありません。

### (2) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年5月10日 取締役会	普通株式	4,446	57	2018年3月31日	2018年6月6日
2018年11月8日 取締役会	普通株式	4,520	60	2018年9月30日	2018年12月10日

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月10日 取締役会	普通株式	利益剰余金	4,520	60	2019年3月31日	2019年6月11日

### (3) 当連結会計年度末における新株予約権に関する事項

新株予約権の内容	目的となる株式の種類	目的となる株式の数
第13回新株予約権（2016年8月5日取締役会決議分）	普通株式	47,000株
第14回新株予約権（2017年8月8日取締役会決議分）	普通株式	38,500株
第15回新株予約権（2018年8月9日取締役会決議分）	普通株式	205,500株
第16回新株予約権（2018年11月8日取締役会決議分）	普通株式	57,400株

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い短期の金融資産に限定し運用を行っております。連結子会社における資金調達に関しては内部資金及び銀行等金融機関からの借入により行う方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

金融資産の主なものには、現金及び預金、売掛金、投資有価証券があります。預金については、主に普通預金及び短期の定期預金であり、預入先の信用リスクに晒されておりますが、預入先は信用度の高い銀行であります。売掛金については、顧客の信用リスクに晒されておりますが、債権管理規程に従い債権管理担当者が定期的に取引先ごとの期日及び残高の管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。投資有価証券については、主に事業上の関係を有する企業の株式及び投資事業組合に対する出資金であり、信用リスクに晒されておりますが、定期的に発行体及び投資事業組合の財務状況を把握しております。

金融負債の主なものには、未払金、未払法人税等、未払消費税等があります。未払金については、そのほとんどが1ヶ月以内の支払い期日であります。また、資金調達ができなくなる流動性リスクについては、当社の手元資金は潤沢であり流動性は確保しております。連結子会社においては、担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません ((注2)参照)。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額 (*)	時価 (*)	差額
① 現金及び預金	144,417	144,417	—
② 売掛金 貸倒引当金	9,402		
	△27		
	9,375	9,375	—
③ 未収消費税等	1,417	1,417	—
④ 投資有価証券 その他有価証券	989	989	—
⑤ 未払金	(8,298)	(8,298)	—
⑥ 未払法人税等	(504)	(504)	—

(\*) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

- ① 現金及び預金、② 売掛金、③ 未収消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- ④ 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

- ⑤ 未払金、⑥ 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- 2. 非上場株式等（連結貸借対照表計上額1,636百万円）及び投資事業組合への出資（連結貸借対照表計上額4,061百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

## 7. 企業結合等に関する注記

### (1) 株式会社チャリ・ロト

#### ① 企業結合の概要

##### イ. 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社チャリ・ロト

事業の内容：競輪の販売所・インターネットでの車券販売、運営

##### ロ. 企業結合を行った理由

当社は現在、モンスターストライクに続く次の事業の柱を創出すべく、新たな事業領域への投資を行っております。の中でもスポーツ領域は重点投資領域の1つであり、同領域の事業開発及びM&A検討等を進めております。

チャリ・ロトはインターネットで競輪及びオートレースに投票するサービス「チャリロト.com」の運営等をする会社であり、チャリ・ロトの事業基盤に当社の知見や技術等を掛け合わせることで、スポーツ領域における事業の柱として更なる成長が期待されることから同社の株式を取得したものです。

##### ハ. 企業結合日

2019年2月28日

##### 二. 企業結合の法的形式

株式取得

##### ホ. 結合後企業の名称

株式会社チャリ・ロト

##### ヘ. 取得した議決権比率

100.0%

##### ト. 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が、株式会社チャリ・ロトの議決権の全てを取得し、連結子会社化したことによるものであります。

#### ② 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

みなし取得日を2018年12月31日（株式会社チャリ・ロトの決算日）とし、同日現在の財務諸表を基礎として連結決算を行っているため、当連結会計年度には被取得企業の業績を含んでおりません。

#### ③ 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	5,000百万円
取得原価		5,000百万円

#### ④ 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー・調査費用等 36百万円

⑤ 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

イ. 発生したのれんの金額 5,121百万円

なお、のれんの金額は、企業結合日における識別可能資産及び負債の特定及び時価の見積りが未了であり、取得原価の配分が完了していないため暫定的に算定された金額であります。

ロ. 発生原因

被取得企業に係る取得企業の持分額と取得原価との差額により、発生したものであります。

ハ. 償却方法及び償却期間

効果の発現する期間にわたって均等償却します。償却期間については取得原価の配分の結果を踏まえて決定する予定です。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 2,368円05銭

(2) 1株当たり当期純利益 350円26銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から)  
(2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

資本金	株主資本						自己株式	株主資本合計		
	資本剰余金			利益剰余金						
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
2018年4月1日残高	9,698	9,668	—	9,668	151,906	151,906	△1,450	169,823		
当期変動額										
剰余金の配当					△8,967	△8,967		△8,967		
当期純利益					26,319	26,319		26,319		
自己株式の取得							△9,999	△9,999		
自己株式の処分			△154	△154			544	389		
利益剰余金から資本剰余金への振替			154	154	△154	△154		—		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	—	—	—	—	17,198	17,198	△9,455	7,742		
2019年3月31日残高	9,698	9,668	—	9,668	169,104	169,104	△10,905	177,566		

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
2018年4月1日残高	—	—	630	170,454
当期変動額				
剰余金の配当				△8,967
当期純利益				26,319
自己株式の取得				△9,999
自己株式の処分				389
利益剰余金から資本剰余金への振替				—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	665	665	△74	591
当期変動額合計	665	665	△74	8,333
2019年3月31日残高	665	665	555	178,788

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 関係会社株式及び関係会社出資金 ..... 移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

時価のあるもの ..... 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの ..... 移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業組合等への出資持分については、直近の決算日の財務諸表を基礎とし、持分相当額を純額で取込む方法を採用しております。

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品 ..... 先入先出法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 ..... 定率法を採用しております。  
(リース資産を除く)

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 ..... 2～27年

工具、器具及び備品 ..... 2～20年

② 無形固定資産 ..... 定額法を採用しております。  
(リース資産を除く)

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産 ..... 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸 倒 引 当 金 …… 売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞 与 引 当 金 …… 従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 …… 税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

(1)前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めておりました「短期貸付金」(前事業年度359百万円)については、重要性が高まったため、当事業年度においては区分掲記しております

(2)「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	2,626百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	1,991百万円
長期金銭債権	3,567百万円
短期金銭債務	23百万円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
営業収益	211百万円
営業費用	211百万円
営業取引以外の取引による取引高	336百万円

(2) 事業撤退損

特別損失の事業撤退損は、通信関連事業からの撤退に伴う損失であります。主な内容は、棚卸資産の廃棄や固定資産の除却等1,620百万円となっております。

(3) 関係会社株式評価損及び貸倒引当金繰入額

財政状態が悪化した株式会社ラーテル、株式会社クト、アイ・マーキュリーキャピタル株式会社、株式会社ヘカテ及び株式会社Compath Meに対する投融資に関するものであります。

(4) 貸倒引当金戻入益

株式会社ノハナに対する投融資が返済されたことによるものであります。

(5) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しております。

事業	用途	場所	種類	金額 (百万円)
エンターテインメント事業	店舗	東京都渋谷区	建物	158
			工具、器具及び備品	83
			無形固定資産	91

継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基礎として資産グルーピングを行っております。また、遊休資産及び処分予定資産については、当該資産ごとにグルーピングを行っております。

エンターテインメント事業において、株式会社ミクシィの運営する店舗が、想定していた収益を見込めなくなったことから、減損損失を認識しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、当該資産は将来キャッシュ・フローが見込めないため零としております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 2,881,300株

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

建物	121百万円
ソフトウエア	8,811百万円
一括償却資産	33百万円
投資有価証券	274百万円
関係会社株式	2,775百万円
貸倒引当金	774百万円
未払事業税	43百万円
賞与引当金	253百万円
資産除去債務	91百万円
新株予約権	170百万円
前受金	162百万円
その他	265百万円
繰延税金資産小計	13,775百万円
評価性引当額	△3,824百万円
繰延税金資産合計	9,950百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△293百万円
繰延税金負債合計	△293百万円
繰延税金資産の純額	9,656百万円

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	氏名	議決権等の 被所有割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高
役員	笠 原 健 治	被所有 直接 46.6%	当社取締役会長	自己株式の 取得 (注)	4,997	—	—

(注) 自己株式の取得は2018年5月10日開催の取締役会決議に基づき、自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により取得したものであり、取引金額は2018年5月14日の終値によるものであります。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 2,365円40銭
- (2) 1株当たり当期純利益 347円60銭

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当する事項はありません。